

京滋地区4国立大学法人公共工事 入札監視委員会の設置に係る協定書

国立大学法人滋賀大学，国立大学法人滋賀医科大学，国立大学法人京都教育大学及び国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「連携大学」という。）は，公共工事の入札及び契約の適正化を図るため，次のとおり協定を締結する。

（目的）

- 第1 この協定は，連携大学が共同で京滋地区4国立大学法人公共工事入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置・運営することにより，業務の効率化を推進するとともに，連携大学において発注した，建設工事及び設計・コンサルティング業務について，入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保することを目的とする。

（設置根拠）

- 第2 委員会は，公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成23年8月9日閣議決定）に基づき，連携大学が共同で設置する。

（組織）

- 第3 委員会は委員4人以上をもって組織する。
- 2 委員会の組織及び運営等については，京滋地区4国立大学法人公共工事入札監視委員会要項（以下「委員会要項」という。）で定めるものとする。

（公表事項）

- 第4 委員の氏名及び職業は公表する。
- 2 議事概要その他委員会の公表事項は，委員会要項によるものとする。

（委員謝金等）

- 第5 委員に対し，謝金及び交通費を支給する。謝金等の額及び支給方法については，京滋地区4国立大学法人公共工事入札監視委員会運用マニュアルによるものとする。

（有効期間）

- 第6 この協定の有効期間は，平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。
- 2 この協定の有効期間満了の2か月前までに連携大学から見直し又は解消の申出がない場合は，その後更に1年間有効とし，その後の期間についても同様とする。

(雑則)

第7 この協定に定めのない事項について、これを定める必要のある場合は、連携大学において協議し定めるものとする。

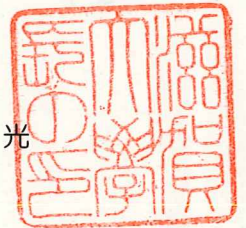
この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、連携大学は記名及び押印の上各1通を所持するものとする。

平成25年12月2日

滋賀県彦根市馬場1丁目1-1

国立大学法人 滋賀大学

学長 佐和隆光



滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人 滋賀医科大学

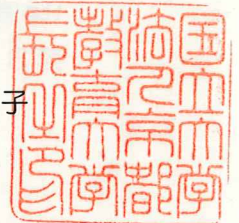
学長 馬場忠雄



京都府京都市伏見区深草藤森町1番地

国立大学法人 京都教育大学

学長 位藤紀美子



京都府京都市左京区松ヶ崎橋上町1

国立大学法人 京都工芸繊維大学

学長 古山正雄

